

弱った牧草地を更新したい

自給粗飼料増産対策事業費補助金(市)

担当課

農業振興課園芸畜産係 TEL 72-8238

本事業の役割

草地更新を行い、自給粗飼料を増産する取組に対し、草地更新に要する資材(種子、肥料、土壌改良剤、農薬等)の購入経費を支援します。

対象者は？

草地更新に取り組む農業経営体(法人、集落営農を含む)が対象です。

どのような事業内容？

補助対象経費は草地更新に要する資材の購入経費(種子、肥料、土壌改良剤、農薬等)の2分の1以内の額として、補助上限額は次の表のとおりです。

草地更新の種別		補助上限額 (10aあたり)
完全更新	(プラウにより)全面耕起(土壌反転耕)をした後に施肥及び播種をする。	15,000円
簡易更新	上記以外の方法で土壌の改良をした後に、施肥及び播種をする。 例) 表層攪拌法:ロータリ、ディスクハロー等で表層を攪拌して播種をする 作 溝 法:溝を切り播種をする 穿 孔 法:地表に穴をあけて播種をする 部分耕起法:部分的に耕起して播種をする など	3,000円

※1農業経営体あたりの補助の対象となる面積の上限は300aです。

交付条件は？

市税を滞納していないこと。

手続きはどうするの？

上記の担当課にお問い合わせください。